（1）いじめ防止基本方針

仙台市立泉松陵小学校いじめ防止基本方針

平成２６年４月作成
２７年７月第１回改訂
２８年８月第２回改訂
３０年５月第３回改訂

１．いじめの問題に関する基本姿勢

いじめは人として決して許されない行為である。しかしながら，いじめの問題は，どの学校もどの児童にも起こりうることから，学校・家庭・地域が一体となって，一過性ではなく，継続して，未然防止・早期発見・早期対応に取り組むことが重要である。

こうした認識に立ち，本校では，全ての児童がいじめを許さず，良好な人間関係のもと，日々の学習や生活，各行事等に意欲的に取り組むことができるよう，学校長のリーダーシップのもと，全教職員が一致団結・協力して，「いじめを生まない土壌づくり」に最大限努力する。

２．　いじめの定義

〈いじめの定義〉（いじめ防止対策推進法２条より）

この法律において「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。**

相手が嫌だと感じたら，立場や回数，人数に関係なく，それは「いじめ」

３．いじめの捉え方

（１）いじめはどの子にも，どの学級にも起こり得るものである。
（２）いじめは人権侵害であり，人として決して許される行為ではない。
（３）いじめは教師や大人には気づきにくいところで行われることが多く，発見しにくい。
（４）いじめはその行為の態様により，暴行，恐喝，強要等の刑罰法規に抵触する。
（５）いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
（６）いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。

４．いじめ防止対策推進に向けて

（１）「１．いじめの問題に関する基本姿勢」を全教職員，及び保護者等で共有し，関係機関や地域住民等の協力も得ながら，いじめの根絶に向けた組織的な取組を推進する。
（２）校長をリーダーとする，いじめ防止対策推進の中核を担う組織を校内に設置し，実効性のある取組を推進する。
（３）いじめの未然防止・早期発見・早期解消に向けて，それぞれ具体的な取組を明示し，全ての教職員が同一歩調で指導を進めていく体制作りに努めていく。（原発避難等に伴ういじめ含む）
（４）インターネット上のいじめが新たな問題として生じていることに留意し，子供に情報モラルを身に付けさせる指導の充実や，教職員の情報リテラシーの向上を図りながら適切に対応していく。

5. 校内体制

（１） いじめ防止対策を実効的に行う組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。

（２） 校務分掌に「いじめ防止対策委員会」を位置付ける。構成は，校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，いじめ対策教諭のほか，校長が指名する者とする。

〈組織図〉

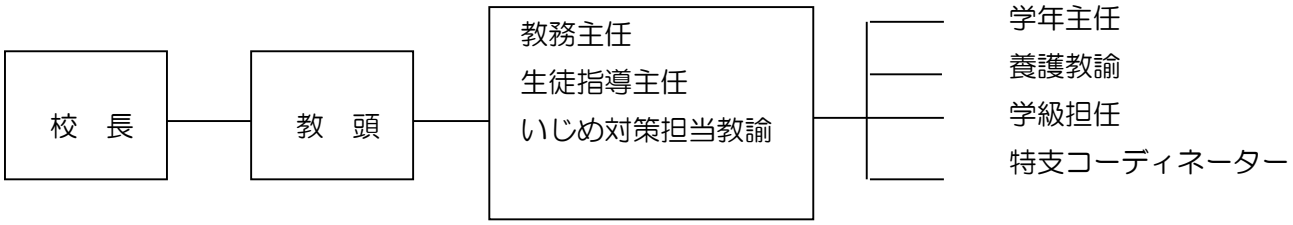

（必要に応じて，関係教諭，スクールカウンセラーが加わる）

（３）「いじめ防止対策委員会」は，事前の対策，事後の対応について意思決定を行い，全ての教職員が同一歩調でいじめ等の問題に取り組むための指導的役割をはたすとともに，以下の役割を担う。

① いじめ・不登校の相談・通報の窓口

② 情報の収集と記録の保管

③ 児童・保護者への組織的な対応

④ 関係機関への連絡調整

（４）「いじめ防止対策委員会」は「泉松陵小学校　いじめ防止年間指導計画」の作成・見直し・修正を定期的に行う。

6. 具体的な取組内容（「泉松陵小学校　いじめ防止年間指導計画」参照）

（１）未然防止の取組

①互いに認め合い，共に成長していく学級作りの推進（居心地のよいクラス作り）

②定期的な学年集会の実施（多くの目，同じ指導）

③道徳教育推進月間の設定（６～７月，１～２月）

④情報モラル教育の推進（教員間で参観，ネットトラブルの防止）

⑤「分かる授業」の実施，補充指導の充実（学習内容の定着）

⑥「たく生きプログラム」の実施

⑦体験活動の効果的な導入（自分づくり，将来への希望）

⑧人間関係づくりを視野に入れた，学校行事や児童会活動の設定（学校生活の充実）

⑨いじめ防止キャンペーンの推進（いじめ防止「きずな」宣言シートの利用）

⑩小１プロブレム・中１ギャップ解消に向けた幼・小・中の連携推進（情報の共有，対策作り）

⑪いじめの問題に関する校内研修の実施（児童生徒理解研修等）

（２）早期発見・早期解消の取組

①相談窓口の紹介（いじめ・不登校対策担当，教育相談担当，養護教諭，スクールカウンセラー等）

②教科担任，少人数担当との切れ目のない連携（学習意欲，態度の変化，グループ学習の様子）

③生活アンケート，いじめアンケート，個別面談，アセスメントを活用した，定期的な教育相談

④生徒指導情報交換会の定例開催（情報交換，情報共有）

⑤定期・不定期の家庭訪問，教育面談，電話連絡等，保護者との緊密な連携
⑥関係機関，地域住民からの情報収集
⑦「いじめ防止対策委員会」における対策の検討

「いじめ認知」における学校と家庭との連携

○どんな小さなことでも，「いじめ」が認知された場合は，**加害，被害双方の保護者の方に事実をお伝えします。**

○**事実が一致していない場合でも**，訴えがあった事実や，一致していない主張に関しても，保護者の方にお伝えすることもあります。

何か心配なことがありましたら，些細なことでも学校へ連絡をお願い致します。

（３）いじめ発生時の対応

「いじめ防止対策委員会」が主体となり以下の内容を実施していく

①いじめの事実確認
②指導方法の確認・役割分担
（校内方針の検討）
③保護者への連絡
④本人・関係者からの聞き取り
（記録等のため複数で対応）
⑤行為の有無，原因，理由等の把握
（事実の確定）
⑥市教委への事故一報，随時続報
⑦関係保護者への説明と協力依頼
⑧該当児童への支援
⑨集団に対する指導（再発防止）

被害児童に対して

- 「いじめ防止対策委員会」を核として，全職員で一致協力して対応にあたる。
- 安心して学習，その他の活動に取り組める環境を整備して状況に応じて対応していく。
- 今後の具体的な対応方針を伝え，心の不安を軽減させていく。
- スクールカウンセラー等と連携，協力して進めていく。
- 再発していないか継続して見守り，本人への声がけや保護者への連絡を密にしていく。

（４）再発防止に向けた取組（「いじめ防止等対策委員会」において検討）
①原因の詳細な分析
②学校体制改善・充実
③教育内容及び方法の改善・充実
④家庭・地域との連携強化
⑤関係機関との連携

７．重大事態への対処

（１）重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第２８条より）

・いじめにより，「生命・心身・財産に重大な被害」が生じた場合。
・いじめにより，相当期間，学校を欠席した場合。

〈具体的な例〉

・児童が自殺を企図した場合
・身体に重大な障害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合など

（２）重大事態への対応

①重大事態の発生

②市教委に重大事態の発生を報告

☆学校が主体となって調査→「いじめ防止等対策委員会」で対応

★市教委が主体となって調査→調査への協力

③調査組織の設置

☆「いじめ防止対策委員会」を母体として，学校評議員，PTA 役員，学校医などの学校以外の委員を加えるなど，公平性・中立性の確保に努め，学校長が調査組織である「泉松陵小学校いじめ調査委員会」を設置する。

★専門的な知識及び経験を有する第三者による構成によって，条例によりあらかじめ設置される市教委の付属機関を調査組織とする。

④被害者への救済措置の検討

⑤加害者への教育的措置の検討

⑥調査及び対応結果の市教委への報告

⑦調査結果を踏まえた必要な措置の実施

８．いじめ防止年間指導計画（別紙参照）

９．その他の重要事項

〇本基本方針は，学校ホームページで常時公表する。

〇本基本方針に基づき，実施した前年度の実施結果については，自己点検・評価を行い，学校評議員，ＰＴＡ役員から意見をいただき，必要に応じて，今後の事業見直しの検討を行い，その結果を報告する。また，その上で，本基本方針の見直しに関する意見があった場合には，広く意見を伺い，十分に検討した上で，必要な見直しを行う。

仙台市教育委員会発行　『見てわかる　いじめ防止マニュアル』より

いじめが発生しにくい学級集団

教　師

- 児童生徒のよさを認める。
- 児童生徒の人間関係を把握する。
- 信頼関係づくりに努める。
- 規範意識を育てようとする。
- 児童生徒に活躍の場を与える。
- 分かる授業づくりに努める。
- 他の教師との協力を惜しまない。

児童生徒

- 安心感がある。
- 教師との信頼関係がある。
- ルールが確立されている。
- 活躍の場がある。
- 助け合い協力し合う場面がある。
- 積極的に授業に取り組む。
- 励みや手応えを感じられる。

学　級

○児童生徒同士が安心して生活することができる。
○集団に必要なルールやマナーを共有している。
○本音や感情の交流がある。

平成30年度　仙台市立泉松陵小学校　いじめ防止年間指導計画

		4　月	5　月	6　月	7　月	8　月	9　月	10　月	11　月	12　月	1月	2　月	3　月
主な学校行事		始業式・入学式 1年生を迎える会 授業参観	集団下校訓練 学区民運動会	引き渡し訓練 修学旅行	ふたば祭り 授業参観 夏季休業日	夏季休業日	陸上記録会 野外活動	授業参観 1学期終業式 2学期始業式 学校防災の日	学芸会 就学時健康診断	持久走大会 ふれあい講座	歩くスキー教室	校内書きぞめ展 スケート教室 授業参観	6年生を送る会 卒業式 修了式 復興プロジェクト
職員会議 研修会等		方針・年間指導計画確認	定例情報交換会 児童情報共有化のための全体会	定例情報交換会	定例情報交換会	生徒指導研修	定例情報交換会	定例情報交換会	定例情報交換会	定例情報交換会 ICT研修（インターネットいじめ）	定例情報交換会	定例情報交換会	定例情報交換会
		いじめ防止対策委員会（不定期）											
未然防止に向けた取組	学年 学級	学年・学級づくり	学年集会 生活アンケート	学年集会 道徳教育推進	学年集会		学年集会 生活アンケート	学年集会	学年集会 いじめアンケート	学年集会	学年集会 道徳教育推進	学年集会 生活アンケート	
	児童会		なかよし活動		なかよし活動 祭りの事前事後指導			なかよし活動	なかよし活動	なかよし活動		なかよし活動	
	その他		いじめ防止「きずな」キャンペーン						いじめ防止「きずな」キャンペーン				
早期発見に向けた取組	教育相談	家庭訪問	家庭訪問		個人面談 （夏休み中）		保護者との情報交換						
	各調査		**生活アンケート（アンケートの分析・対応確認）**	児童と担任との個人面談	児童と担任との個人面談		**生活アンケート（アンケートの分析・対応確認）**	アセスメント	**仙台市いじめ実態把握調査**	実態把握調査の分析・対応確認		**生活アンケート（アンケートの分析・対応確認）**	アセスメント 本年度のまとめ 来年度の方針
	カウンセラー		7日 18日 21日	1日 11日 15日 25日	6日 9日	31日	3日 14日 28日	1日 19日 29日	2日 5日 19日 30日	3日 14日 17日	11日 25日 28日	4日 15日 18日	1日 4日 15日

いじめ問題に取り組む姿勢

1　いじめは，人として許されない行為であるという信念を持つ
2　どの児童にも，どの学校にも起こり得るものであるという認識で取り組む
3　学校・家庭・地域社会・職場が連携して取り組む
4　未然防止・早期発見・早期対応に努める